

別表 1

(令和3年4月～)

訪問介護サービス利用料（1回当たり）

(要介護1～要介護5の認定の方)

身体介護	基本料金	特定事業所 加算（Ⅱ）	合 計
20分以上30分未満	250円	25円	275円
30分以上1時間未満	396円	40円	436円
1時間以上1時間30分未満	579円	58円	637円
1時間半以上(30分増す毎に)	84円	8円	92円

生活援助	基本料金	特定事業所 加算（Ⅱ）	合 計
20分以上45分未満	183円	18円	201円
45分以上	225円	23円	248円

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年4月から9月末までの間、基本料金に0.1%上乗せします。

上記の他 初回加算 200円（サービス提供責任者が初回若しくはその属する月のサービス提供に訪問、または同行訪問した場合）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 基本料金・特定事業所加算及び初回加算の月額合計金額の137/1,000

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 基本料金・特定事業所加算及び初回加算の月額合計金額の63/1,000

別表 2

(令和3年4月～)

第一号訪問事業利用料

(要支援1～要支援2の認定の方及び事業対象者)

	基本料金	処遇改善 加算 (I)	特定処遇改善 加算 (I)	合 計
訪問型サービスⅠ (週1回程度の利用)	1,176円 (1月)	161円	74円	1,411円
訪問型サービスⅡ (週2回程度の利用)	2,349円 (1月)	322円	148円	2,819円
訪問型サービスⅢ (週3回程度の利用)	3,727円 (1月)	511円	235円	4,473円
訪問型サービスA	225円 (1回)			

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年4月から9月末までの間、基本料金を0.1%上乗せします。

※事業対象者は、要支援1相当額とするため、訪問型サービス(Ⅲ)は該当しません。

上記の他 初回加算 200円 (サービス提供責任者が初回若しくはその属する月のサービス提供に訪問、または同行訪問した場合)

介護職員処遇改善加算 (I) 基本料金・特定事業所加算及び初回加算の月額合計金額の137/1,000

介護職員等特定処遇改善加算 (I) 基本料金・特定事業所加算及び初回加算の月額合計金額の63/1,000

※訪問型サービスAを利用されている方は「初回加算」のみ該当します。

別表 3

自費サービス利用料 (1回当たり)

	利用料金
1時間未満	1,750円
1時間以上(30分増す毎に)	1,000円